

特定非営利活動法人かがわサンサン倶楽部 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人かがわサンサン倶楽部と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県丸亀市綾歌町岡田下353番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、長い年月と風雪を経て、多くの人々の手で築きあげられた町や集落と、次世代に継続できる地域に根ざした暮らしや、民家、町並みの現実的意義を再確認し、生活文化の深度から再生回復を図り、我が国の民家再生及び、活性化に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 民家の再生リサイクルおよび住文化に関する広報活動
- (2) 民家の再生リサイクル技術の研究・開発・普及活動
- (3) 民家再生リサイクル活動を推進するためのイベントやセミナーの開催
- (4) まちづくり・むらづくりにおける景観保存および民家活用の推進と調査研究
- (5) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有するもの
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの

(入会)

- 第7条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。
- 2 代表理事は、前項の入会申込者が、第3条に定める目的に賛同し、本法人の活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に通知するものとする。
 - 3 代表理事は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

- 第8条 正会員は、総会において別に定める会費を毎月、または毎年納入しなければならない。
- 2 一般会員は、会費を毎年納入しなければならない。

(退会)

- 第9条 会員は代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
 - (3) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき
 - (4) 除名されたとき

(除名)

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該会員を除名することができる。
- (1) この法人の名誉を著しく傷つけるか、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき
 - (2) この法人の定款または規定に違反したとき

(拠出金品の不返還)

- 第11条 既納の会費その他の拠出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別および定数)

- 第12条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事3人以上25人以内
 - (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 役員は、正会員の中から総会において選任する。

- 2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により、これを選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。
- 3 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務は又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第15条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後において、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該役員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

- 第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権限)

第20条 総会は、この定款に定めるもののほか、理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項について議決する。

(総会の開催)

- 第21条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

- 第22条 総会は、この定款に定めるもののほか、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の10日前までに通知しなければならない。

(総会の定足数)

第23条 総会は、正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、代表理事の指名する理事がこれに当る。ただし、第21条2項第2号及

び第3号の規定により臨時総会を開催したときには、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(総会の議決)

- 第25条 総会における決議事項は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 総会における議決権は、1会員1票とする。
 - 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事に議決に加わることができない。

(総会の書面表決等)

- 第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の規定により表決した正会員は、第23条、第25条第1項、次条第1項第2号及び第44条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権限)

- 第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(理事会の定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、出席した理事のうちから選出する。

(理事会の議決)

第34条 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の書面表決等)

第35条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の規定により表決した理事は、第32条、前条第1項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支決算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができることとし、これは新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 3 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。ただし、予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

- 4 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告および収支決算)

第42条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経たうえで、当該事業年度終了後最初の通常総会の承認を得なければならない。

- 2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第44条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第46条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定される特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告)

第48条 この法人の公告は、官報に掲載して行ふ。

第10章 雑則

(委任)

第49条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、所轄庁の認証を経て登記した日（以下「設立日」という）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。
代表理事 佐野昭三
副代表理事 吉本朝男
理事 横田律子
監事 大嶋光一
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立日から平成18年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、成立日から平成18年度3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 団体正会員 年会費 12,000円
(2) 個人正会員 年会費 3,000円
(3) 一般会員 年会費 1口個人 3,000円
団体10,000円で1口以上

附 則（平成19年8月20日認証）

（平成21年9月17日認証）

(施行期日)

この定款は、所轄庁の認証の日から施行する。